

第4次紋別市障害者計画

(令和3年度～令和8年度)

(案)

紋 別 市

目次

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2節 計画の位置付け

- 1 紋別市障害者計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第3節 計画期間

- 1 障害者計画及び障害福祉計画の連動・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 紋別市の状況

第1節 人口の推移

- 1 人口と世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2節 障害者の状況

- 1 身体障害者手帳所有者数・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 療育手帳（知的障害者）所有者数・・・・・・・・ 4
- 3 精神障害者保健福祉手帳所有者数・・・・・・・・ 5

第3章 第4次紋別市障害者計画

第1節 生活支援体制の充実

- 1 生活支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 保健・医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第2節 自立の促進と支援

- 1 教育と育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第3節 地域社会の充実

1 啓発・広報	18
2 生活環境	20
3 情報・コミュニケーション	23

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と趣旨

国は、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念の下、障害の有無に関わらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け平成5年より障害者基本計画を策定しており、平成30年には「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現ができるよう支援」することを理念とした「第4次障害者基本計画」が策定されました。

生活支援の分野においては、平成25年に「障害者自立支援法」の一部が改正され、共生社会を実現するための社会参加の機会の確保や地域社会による共生、社会的障壁の除去を基本理念とした「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）が施行され、障害者の範囲に新たに難病も加えることとなりました。

また、国連総会において平成19年に署名していた「障害者の権利に関する条約」を批准するため、国では「障がい者制度改革推進本部」を設置し、国内法において「障害者基本法の一部を改正する法律」「障害者虐待防止法」「障害者優先調達推進法」「障害者差別解消法」等の制定を経て、平成26年に批准しております。

このように、国の障害者福祉における法制度は大きく変化しており、このような状況に対応するため、本市では、障害者基本法に基づく「障害者計画」および障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」の両計画を策定し、障害福祉を推進してきました。

障害者計画は現在、第3次紋別市障害者計画（平成29年度～令和2年度）を策定し、実践しておりますが、この度計画期間を終了することに伴い、国の新たな制度改革に対応するため、市の障害者施策の方向性を定める「第4次紋別市障害者計画」を策定いたしました。

第2節 計画の位置付け

1 紋別市障害者計画

紋別市障害者計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づき、障害のある人の自立と社会参加の促進を図るなど、障害のある人に関する基本的な計画です。

また、本計画は紋別市地域福祉計画、紋別市障害福祉計画、その他障害者等に関する事項を定める計画、北海道が策定する北海道障害者基本計画等との整合性を保つものとしします。

〈障害者基本法より抜粋〉

(障害者基本計画等)

第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

第3節 計画期間

1 障害者計画及び障害福祉計画の連動

紋別市障害者計画は、これまで5ヵ年計画としていましたが、3ヵ年計画で策定している紋別市障害福祉計画と連動した計画とするため、第3次紋別市障害者計画を4ヵ年計画としたうえで、第4次紋別市障害者計画以降を6ヵ年計画とし、両計画を連動させて進行させることとしました。

H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
第3次障害者計画				第4次障害者計画					
第4期障害福祉計画	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画		

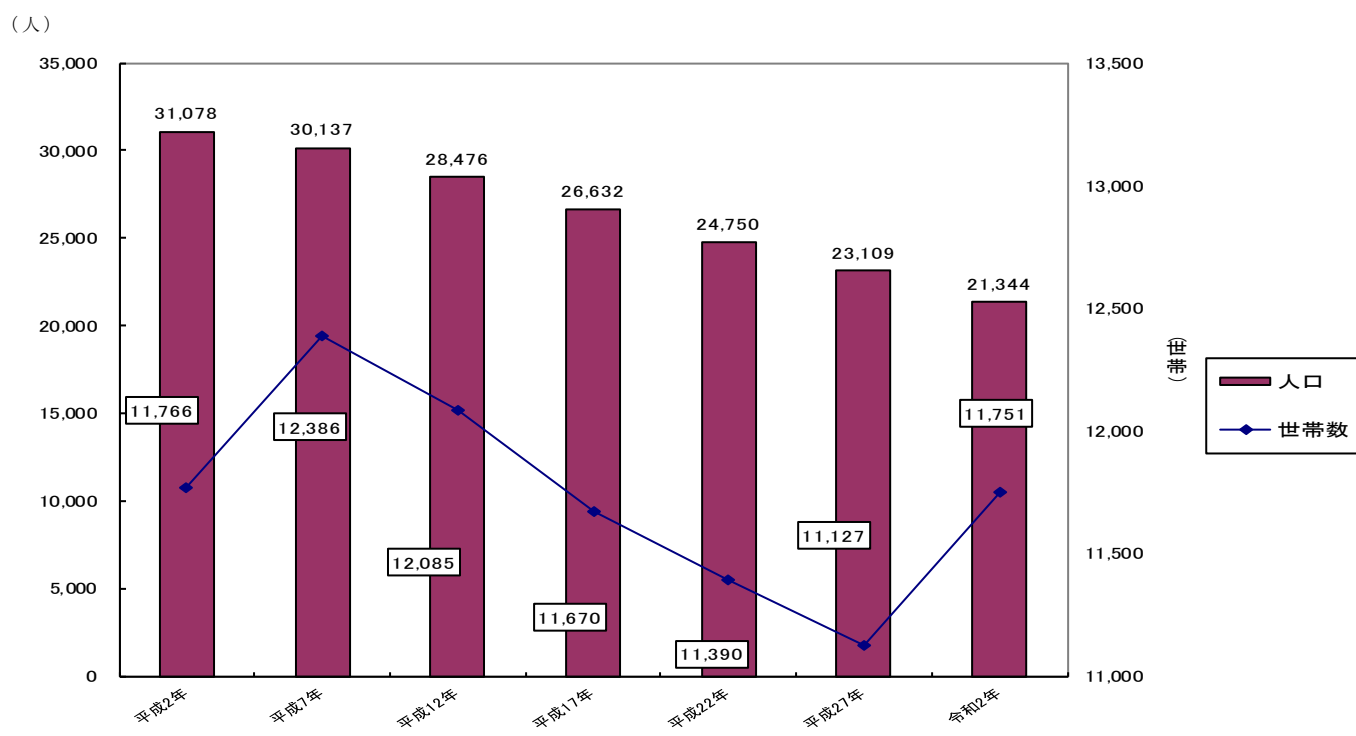
第2章 紋別市の状況

第1節 人口の推移

1 人口と世帯

本市の人口は、令和2年3月31日時点では21,344人となっており、平成27年の国勢調査人口より1,765人減少しています。
(減少率7.64%)

世帯数は11,751世帯と、624世帯増加しています。
(増加率率5.61%)



資料：国勢調査（平成2年～平成27年）

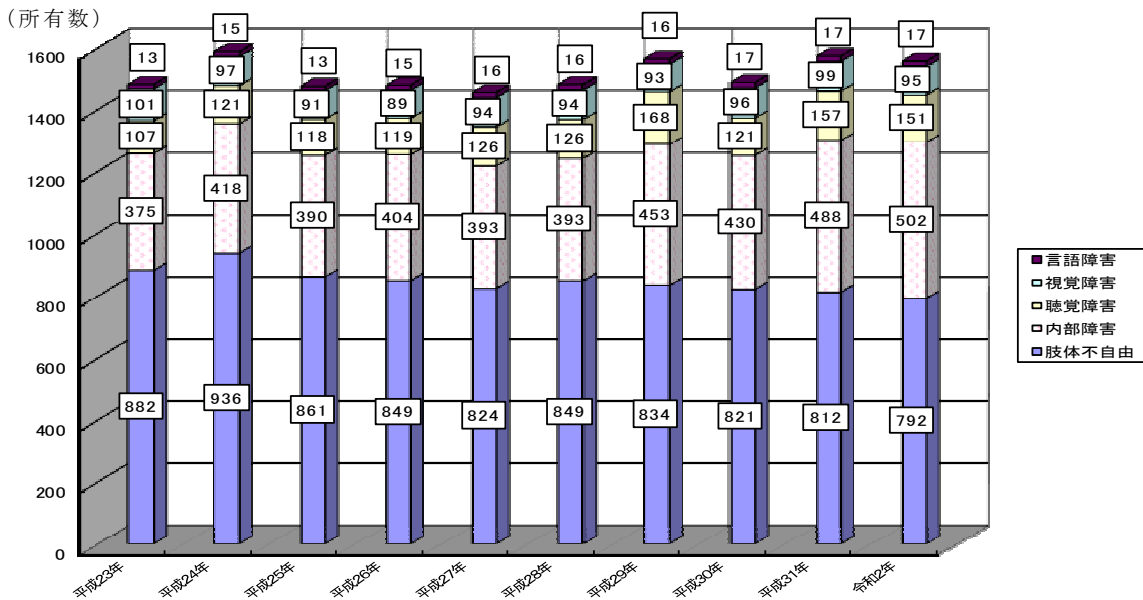
※ 平成24年7月9日に住民基本台帳法が改正となり、平成24年8月以降の住民基本台帳の人口には、住民票を持つ外国人を含めた数となっている。

※ 令和2年国勢調査の結果は令和3年6月公表につき、令和2年数値は紋別市において集計した数値となっている。

第2節 障害者の状況

1 身体障害者手帳所有者数

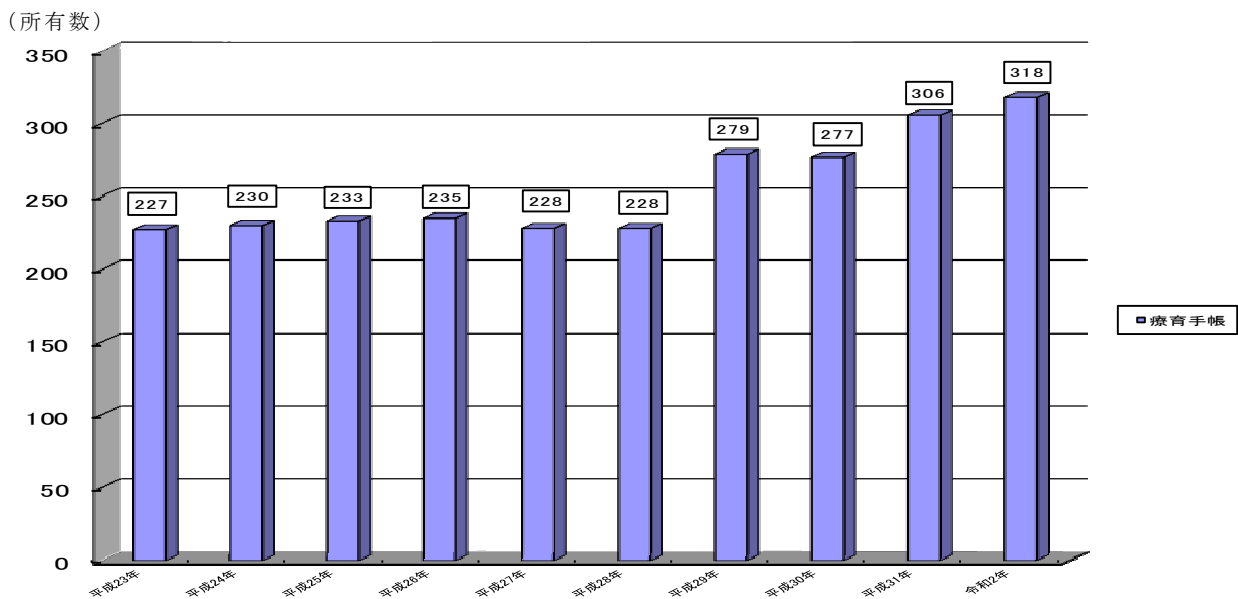
身体障害者手帳所有者数は、平成23年以降は横ばいで推移しています。



資料：市社会福祉課（各年3月31日現在）

2 療育手帳（知的障害者）所有者数

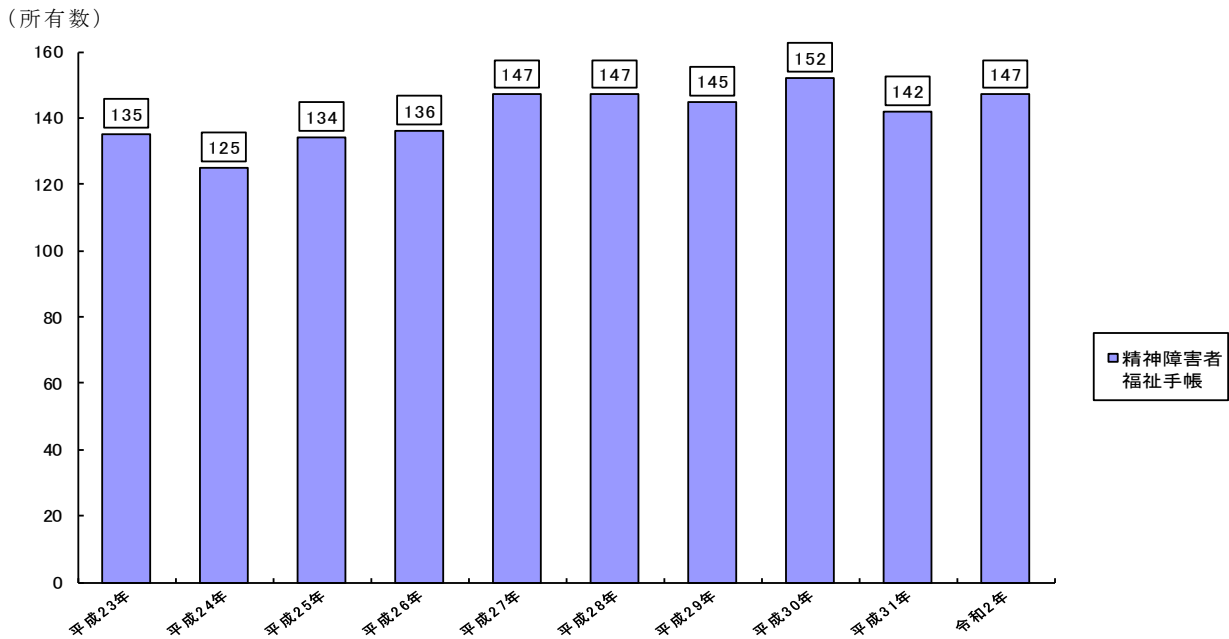
療育手帳所有者数は、平成23年から平成28年までは横ばいで推移していましたが、平成29年以降は増加傾向にあります。



資料：市社会福祉課（各年3月31日現在）

3 精神障害者保健福祉手帳所有者数

精神障害者保健福祉手帳所有者数は、平成23年以降は横ばいで推移しています。



資料：市社会福祉課（各年3月31日現在）

第3章 第4次紋別市障害者計画

第1節 生活支援体制の充実

1 生活支援

〈現状と課題〉

障害のある人が地域の中で安心して生活を送る上で、様々な生活上の課題を相談できる体制づくりが求められています。

障害者総合支援法に基づき各市町村が実施する、地域生活支援事業の必須事業として相談支援事業は位置づけられ、本市においても関係機関による広域的なネットワークの構築に向け、平成20年度に「紋別市障害者自立支援協議会」を設置し、平成25年度には地域の相談支援の拠点となる「基幹相談支援センター」を設置しました。

今後、複雑・多様化する相談課題に対し、総合的・専門的な相談支援体制の連携を図ることが必要です。

また、平成25年に障害者総合支援法により「自立」から「基本的な人権を享有する個人としての尊厳」という文言が明記され、この他、障害者差別解消法が公布されるなど障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

サービスを利用する方が、安心してサービスを受けられるよう努めるとともに、地域生活に関わる支援体制を一層、充実させることが必要とされています。

更に、障害に対する理解を深め、障害のある人の権利が阻害されることなく、サービスを利用できるよう擁護することが必要であるとともに、障害のある人やその家族の経済支援となる社会保障制度の充実が必要となっております。

〈基本方針〉

- 複雑化する相談課題の解決を図るため、総合的・専門的な相談体制の連携促進に努めるとともに、各種サービスなど地域生活に関わる支援体制の整備や障害への理解促進に努めます。
- 各種サービスを利用する障害のある人やその家族等が不利益を被らないよう、サービス利用者の権利擁護を促進します。
- 障害のある人の基本的な人権を享有する個人としての尊厳と社会参加や社会保障制度などの利用を促進します。

〈施策の方向〉

(1) 相談支援と生活支援

① 相談支援

障害のある人やその家族、地域の人々の保健、福祉、生活環境などに対するニーズが複雑・多様化してきており、様々な問題や課題が複合してきています。

障害のある人やその家族などの様々な相談に対し、迅速かつ的確に把握し対応するため、相談員の資質向上や気軽に相談できる窓口の充実に努めます。

本市では、中核的な役割を果たす協議の場として「紋別市障害者自立支援協議会」を平成20年度に設置し、関係機関・団体、サービス事業所等と協力して地域における課題の検討を行っています。また、地域における相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施する「基幹相談支援センター」を平成25年度に設置し、相談支援の質の向上に努めています。

これらネットワーク機関の機能強化を図り、関係機関・団体、サービス事業所などとの連携と協力を得ながら、総合的かつ専門的な相談支援体制の充実に努めます。

また、障害のある人が抱える悩みや不安を、地域やピアサポーター等身近な人も支え合える体制整備など、同じ地域に住む住民同士でも相談ができる地域共生社会の実現に努めます。

② 生活支援

障害のある人が、住み慣れた地域で安心した生活が営めるよう、その人の年代や障害の程度に対応する各種サービスを充実させることが必要です。

障害のある人の障害の程度、発達段階、ライフステージなどに合わせた、在宅・施設・地域支援などにおける各種サービスの充実を推進するとともに、これらのサービス利用を促進するため、関係機関・団体、サービス事業所、施設などと連携・協力を図りながら、啓発・情報提供に努めます。

(2) 権利擁護

① 成年後見制度

知的障害・精神障害のある人や認知症の人などの判断能力が十分でない人が、不利な契約などを結ばないように、決められた人が本人の不十分な判断能力を補い、保護・援助をする成年後見制度を周知し普及に努めるとともに、制度利用の促進を図ることを目的として令和元年度に設置した紋別市成年後見センターの機能向上に努めます。

② 虐待の防止

障害者虐待防止法に基づき、障害のある人への虐待の防止や早期発見など適切な支援を行うため、関係機関、団体等との協力体制の強化に努めます。

③ 差別の解消

平成25年に障害者差別解消法が制定され「差別的取扱い」「合理的配慮不提供」の禁止が示され、平成28年4月に法律の施行に伴い、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないものとされ、本市においても障害者差別解消法に基づく対応要領を策定しました。

今後も全ての市民が障害のあるなしによって分け隔てられることなく、共に生活する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進します。

(3) 社会参加

① 社会参加の促進

障害のある人が地域社会との交流や活動などに気軽に参加できるよう、障害者団体やボランティア団体などと連携を図り、様々な情報の提供や活動支援に努めながら、社会参加への機会の拡充を促進します。

② スポーツ、芸術・文化活動、生涯学習の充実

障害のある人の各種スポーツ大会への参加や活動する機会づくりとともに、優れた芸術・文化に触れることや参加・活動の機会づくりを促進します。

また、障害のある人の生活の質を高めるよう、市民講座などの生涯学習の充実に努めます。

(4) 社会保障

障害のある人の経済的な自立を支援するため、関係機関と連携し、各種社会保障制度などの利用促進に努めます。

また、障害のある人の経済的保障について、必要に応じて国や北海道への要請に努めます。

2 保健・医療

〈現状と課題〉

自立した生活を送るためには、心身の健康が保たれていることが大切です。

障害の発生は、先天的なもの、病気の進行や後遺症、交通事故・労働災害等の後天的なものがあり、後天的なものについては、障害の発生を予防する必要があります。

障害の早期予防・早期発見として、妊婦や乳幼児健康診査、妊産婦・新生児・乳幼児訪問などの母子保健を推進するとともに、生活習慣病の予防や健康の保持・増進活動など、疾病の発症や重症化を予防する対策が必要です。

更に、保健・医療・福祉が連携したサービスを包括的、継続的に提供できる協力体制が重要です。

近年、複雑化する社会の中で、家庭・学校・職場・地域などにおいてストレスなどが溜まり、うつ症状などの心の病を持つ人やひきこもりになってしまう人が増加してきており、適切な対応が必要となっています。

また、多様化する地域の医療ニーズ、医療従事者不足やそれに伴う診療科目の減少などによる住民不安を解消しなければなりません。

障害のある人が安心して医療を受けられるよう、地域医療の中心的な役割を担う広域紋別病院を始めとする医療提供体制の充実が重要です。

〈基本方針〉

- 障害の原因となる疾病の予防や早期発見、早期治療を促進します。
- 障害のある人に対応した適切な保健・医療サービスの充実を促進します。
- 障害のある人などが安心して受診できる医療提供体制の充実と、保健・医療・福祉の連携に努めます。

〈施策の方向〉

(1) 疾病予防と対策

① 疾病の予防

障害の原因となる疾病などを予防するため、保健・医療・福祉の各分野が連携を図りながら、妊産婦や乳幼児健康診査、相談指導、訪問指導など母子保健事業や生活習慣病・心の病などの疾病予防活動・メンタルヘルスケアを推進するとともに、各種の研修・教室や市広報誌などを通して、疾病予防の普及啓発に努めます。

② 健康維持・増進

市民の健康づくりを支援するため、健康教室や健康相談などを実施し、市民総ぐるみ健康づくりの運動を展開するとともに、保健・医療に対する正しい知識の普及啓発や、紋別市健康増進計画の推進に努めます。

(2) 適切な保健と医療

① 保健・医療サービスの充実

市民の心や身体の健康づくりと疾病予防・介護予防を一体的に推進するとともに、障害の状態に応じた適切な医療や訪問看護等による機能訓練の充実を図るなど、乳幼児から高齢者までの保健・医療サービスの充実に努めます。

また、保健・医療・福祉サービスに従事する職員などの資質の向上に努めます。

② 情報提供の推進

障害の早期発見・早期予防などを促すための各種検診や健康診査のほか、健康づくり教室・研修会や保健・医療サービス制度など、情報の提供を推進します。

③ 精神障害等の理解

うつ・ストレス疾患などの心の病や精神疾患は誰もが患う可能性がある疾病です。

心の病や精神疾患は、適切な治療・早期治療により消失、治癒することが可能なことなどを啓発するとともに、心の病や精神疾患について正しい理解を促進するための普及啓発に努めます。

また、障害などに関する相談支援の充実に努めます。

(3) 医療の確保と連携

地域のセンター病院であった道立紋別病院は、平成23年4月に北海道から地域に移管され、西紋別地域の5市町村（紋別市・滝上町・興部町・西興部村・雄武町）が共同して新たに運営する広域紋別病院としてスタートし、平成27年には病院の移転改築により機能強化も図られました。

障害のある人ができる限り身近な地域で安心して医療を受けられるよう、地域医療の中心的役割を担う広域紋別病院の医療従事者の確保や、診療科目の充実など、近隣町村とも連携した医療提供体制の充実を推進します。

また、緊急時や休日・夜間などの救急患者への対応のため、救急医療体制の充実を推進します。

更に、保健・医療・福祉との連携を図り、市民が住み慣れた地域で安心して暮らせる生活基盤の整備を推進します。

第2節 自立の促進と支援

1 教育と育成

〈現状と課題〉

近年、増加傾向にある発達障害は、その種類や特性により肢体不自由や知的障害などと比較して発見が遅れることも多く、子育て世代包括支援センターなどを通して、西紋こども発達支援センターへの相談に繋げていくには、軽度な発達障害の早期発見と対応が課題となっております。

また療育支援に対する専門的知見を有する人材が不足しており、専門機関から児童への支援を受けることで人材不足を補っておりますが、支援回数の減少に伴い本市での支援に制限を余儀なくされることから、作業療法士等の職員配置と、西紋こども発達支援センター職員の資質向上で療育支援体制の充実を図ることが必要です。

さらに障害の特性に応じた療育・教育には、西紋こども発達支援センターをはじめ、小中学校や特別支援学校、保育所・認定こども園、保健センター、子育て世代包括支援センターなど関係機関の連携強化や情報の共有を図ることが重要です。

〈基本方針〉

- 障害や発達に遅れのある幼児等の早期発見・早期療育などに努めるとともに、関係機関同士の連携や情報共有の強化に努めます。
- 専門機関の支援回数も減少しており、研修会開催や専門研修の受講など関係職員の資質向上と専門的な指導員の配置に努めます。

〈施策の方向〉

(1) 障害児療育・保育

① 相談・支援

障害のある子や障害の疑いがあると思われる子、発達の遅れのある子などを持つ保護者の様々な悩みや心配事などの相談に対し、障害相談員、相談支援事業所、子育て世代包括支援センター、保健センター、西紋こども発達支援センター、民生委員・児童委員などでの相談支援に努めます。

② 療育の充実

令和元年9月、西紋こども発達支援センターを開設し、防音に配慮した聴覚検査室や個別指導室に加え、体育館にはボルダリングやプロジェクターを設置したほか、感覚統合遊具やトランポリンなどの備品も完備したことで効果的な療育を行う環境設備が整いました。

この施設機能を活かし、支援内容の質的向上を図るため、療育アドバイザーによる発達検査やカウンセリングの回数を増やし、早期の発見や相談に繋げるとともに、質の高い療育を行うため、外部講師による研修会の開催や専門的研修への参加に加え、職員が講師を務める講習など、職員の資質向上に努めます。

また小中学校や特別支援学校、保育所・認定こども園、保健センター、子育て世代包括支援センターなど関係機関向けの研修会や勉強会などを通じて、関係機関の連携強化や情報の共有に努めます。

③ 保育の充実

市立保育所の障害児保育の充実に努めるため、保育士などが障害に対する理解を深め、適切に対応できるよう研修や講演会等への参加を図り、保育士などの資質の向上に努めます。

④ 「子育てサポートファイル」の活用

子どもの成長記録として、また、特別な支援を受けるなどサポートを受ける際に活用できるよう、新生児訪問や乳幼児健診等で配布し、就学前の転入者に周知をしています。

今後も、認定こども園・保育所・発達支援センター・教育委員会・小中学校等と連携を図り、適切な支援が継続されるよう、活用について検証をしていきます。

(2) 障害児童・生徒の教育

① 学校教育・指導

障害のある児童生徒の障害の状態を、「子育てサポートファイル」等を活用して、各関係機関と連携を取り、就学前からの的確に把握することで、その障害程度に応じた教育や指導に努めるとともに、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉症スペクトラムなどの発達障害をもつ児童生徒への教育的な指導支援に努めます。

また、不登校などの児童生徒に対するスクールカウンセリングなど、学校における教育相談の充実に努めます。

② 特別支援学級の充実

障害のある児童生徒一人ひとりの障害の程度などを的確に把握し、その障害程度に応じた指導を行うため、障害種別に応じた特別支援学級の充実に努めます。

③ 学校施設・設備

障害のある児童生徒を含めた、全児童生徒の安心・安全な学校施設の確保や誰もが使い易い設備などの充実に努めます。

④ 教員の資質の向上

障害の重度・重複化や発達障害など、障害のある児童生徒を取り巻く教育環境は厳しい状況が続いており、教員のより専門的な職務や役割が必要とされることから、専門研修や講演会等への参加を図り、教員の専門性と資質の向上に努めます。

⑤ 交流教育

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒と一緒に学び、友として人として理解し合うなどの交流教育の推進に努めます。

⑥ 特別支援学校（養護・高等養護学校）

障害のある児童生徒一人ひとりの障害の状態に応じた教育や、日常生活における指導など、教育的な支援の促進に努めます。

また、卒業後には地域生活へ移行できるよう福祉的就労を促進し、日中活動の充実に努めるとともに、就職などに対して関係機関と連携し、企業・事業所などへの理解を図りながら、雇用についての啓発や就労の促進を支援します。

2 就労支援

〈現状と課題〉

障害のある人が仕事を持ち、社会の一員として社会活動に参加し、そこに生きがいを見出すことは、障害のある人にとっても社会にとっても有意義なことであり、障害者総合支援法において、障害のある人の「就労支援」は大きな柱として位置づけられています。

障害者雇用促進法においても、平成28年度より雇用の分野における障害のある人に対する差別の禁止や合理的配慮の提供を義務化し、今後も法定雇用率の引き上げが予定されています。

就労支援は、企業や事業所などの理解と協力を深めながら、適性と能力に応じた職場環境を整備することが必要であり、多様な雇用の拡大を促進することが重要です。

また、一般的な就労がまだ困難な状況の障害のある人には、福祉的就労の場を経て、一般的な就労へと移行するなどの支援が必要です。

〈基本方針〉

- 障害に対する知識と理解を深め、障害のある人の適性と能力に応じた雇用の拡大や職場環境の充実を促進します。
- 福祉的就労の場の確保のほか、関係機関・団体などと連携し、販路の拡大支援などの社会へ参加する機会を促進します。

〈施策の方向〉

(1) 雇用の促進

① 雇用周知の拡大

障害のある人の雇用・就労機会拡大のため、紋別高等養護学校などの関係機関・団体などと連携し、障害に対する知識と理解を深める啓発活動を行うとともに、企業や事業所などへの各種助成制度、優遇制度の周知に努めます。

また、企業や事業所などの理解と協力を得て、就労訓練の場の確保の促進に努めます。

② 雇用機会の拡大

障害のある人の雇用機会の拡大を図るため、専門家や関係機関との連携強化を行うことで、適性と能力に応じた働きやすい雇用環境づくりに努めます。

(2) 福祉的就労の場の確保

① 地域活動支援センターなどの充実

地域活動支援センターは、社会との交流促進の場だけでなく、一般企業での就労が困難な障害のある人の福祉的就労の場としての役割を併せ持ち、日中活動の場として大きな役割を担っています。

また、就労継続支援事業は、地域で暮らす障害のある人にとって、貴重な就労の場であることから、福祉的就労を促進しながら、障害のある人の自立と社会参加を支援します。

② 製品の販路支援

平成25年度に施行された障害者優先調達推進法に基づき、地域活動支援センター、就労継続支援事業所で作成される製品・作品などの販売については、市役所庁舎や市が主催するイベントなどに関係者の理解と了承のもと、出店を事業所などに働きかけ、その販路拡大の支援に努めます。

第3節 地域社会の充実

1 啓発・広報

〈現状と課題〉

障害のある人やその家族のみならず、全ての市民が住み慣れた地域で安全で安心した生活を営むことを望んでいます。

障害のある人もない人も共に生きる社会を実現することが目標であり、障害に対する知識と理解を深め、障害のある人が障害のない人と同じような生活ができる社会を目指しています。

ノーマライゼーションの理念の下、障害のある人とない人とが互いに理解し合い、支え合う地域社会が形成されるよう、幅広い普及・啓発活動を推進する必要があります。

〈基本方針〉

- ノーマライゼーションの理念の下、障害や障害のある人への理解、普及・啓発活動を推進します。
- 障害や障害のある人に対する理解と思いやりなどの心を育む、心のバリアフリーを促進します。
- 障害のある人も地域活動の一員として参画するほか、障害のある人の自立生活を支えるなどの地域福祉活動を推進します。

〈施策の方向〉

(1) 啓発活動の推進

① ノーマライゼーションの啓発

障害のあるなしに関わらず、市民皆が一緒になり、ごく普通の生活を送ることができる社会を目的とした、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発を推進します。

② 情報提供

各種の広報媒体などを通して、障害や障害のある人に対する理解を深めるために効果的な啓発を行うとともに、障害福祉制度や社会参加活動などの情報提供に努めます。

(2) 心のバリアフリー

障害や障害のある人への理解を深め、差別、偏見、心の障壁（バリア）を無くすよう普及・啓発活動に努めるとともに、各種の行事、交流会などで相互にふれあう機会を通しながら、市民の心のバリアフリーの醸成に努めます。

(3) 地域福祉活動

① 地域福祉

紋別市地域福祉計画や社会福祉協議会が策定する紋別市地域福祉実践計画のもと、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向け、社会福祉協議会など関係する機関・団体、事業所などと連携・協力しながら、地域福祉活動の推進に努めます。

② ボランティア活動

障害のある人などに対するボランティア活動を支援するとともに、活動の拠点となるボランティアセンターの促進に努めます。

また、ボランティア活動の資質の向上を図りながら、ボランティアの育成を促進します。

2 生活環境

〈現状と課題〉

平成28年度より、障害者差別解消法が施行され、障害のある人に対する合理的配慮の提供が義務化されました。

障害のある人や高齢の人が住み慣れた地域において、安全で安心した自立生活が営めるよう、建築物、道路、歩道、公共交通機関などの施設や設備のバリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れていくことが必要です。

さらに、障害のある人の自立と社会活動への参加を促進するためには、歩行空間の整備や移動手段となる公共交通への支援が必要です。

また、自力で自分を守れない高齢の人や障害のある人などの安全を確保するため、地域の防災や防犯などの安全対策を常に図るほか、緊急・救急の出動活動などの充実を図り、市民の生命と財産を守ることが必要です。

〈基本方針〉

- 障害のある人や高齢の人など誰もが安心して利用でき、使い易い公共施設や道路などのバリアフリー化を推進します。
- 障害のある人が安全・安心に社会参加などができるよう、交通手段や交通関連施設などの整備に努めます。
- 障害のある人の日常生活を守るため、防災・防犯・救急などの対策を推進します。

〈施策の方向〉

(1) 住まいの環境

① 住まいなどのバリアフリー化

障害のある人や高齢の人の安全で安心な生活ができる住まいの実現に向け、住まいのバリアフリー化相談業務および日常生活用具などを活用した住宅改修の促進に努めます。

また、公共施設や公共的施設（大勢の市民が集まる施設）などのバリアフリー化の促進に努めます。

② 公営住宅などの整備

住生活基本計画等に基づく公営住宅の整備に当たっては、ユニバーサルデザインの視点に立った住宅の整備を促進し、誰もが安心して暮らせる住まいの提供に努めます。

③ 福祉施設的环境整備

障害の特性やライフスタイルに応じたケア体制として、施設の果たす役割は極めて重要であり、障害のある人の多様なニーズに応じた福祉施設サービスを促進します。

(2) 移動・交通のバリアフリー

① 交通関連の整備

障害のある人が外出する際の安全を確保し、事故を防止するため、歩道の拡張や段差の解消などの整備に努めるとともに、交通安全教育の充実に努めます。

また、障害のある人の交通移動手段に対する支援に努めます。

② 冬期間の移動の確保

自力で除雪が困難な障害者世帯や高齢者世帯への緊急避難通路として、玄関前から歩道までの間口通路の除雪に努めます。

また、病院への通院や通学における歩道の除雪の充実に努めるとともに、道路の除排雪に努めます。

(3) 防犯・防災・救急対策

① 防犯対策

障害のある人や高齢の人に対する悪質商法や詐欺事件などの犯罪の手口が益々巧妙化しています。

このような被害に遭わないよう、消費者センター、警察などとの連携を深め広報活動や啓発活動の充実に努めます。

② 防災対策

災害時などにおいて高齢の人、障害のある人、乳幼児、妊産婦及び外国人などの要配慮者のうち、自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する方（避難行動要支援者）に対して、基礎情報となる避難行動要支援者名簿の作成を行います。また、避難行動要支援者から事前に名簿提供の同意をいただくことで、災害時や平常時に自主防災組織や防災関係機関に対して名簿提供を行い、災害時における避難のサポートを行っていきます。さらに、要配慮者に対しては、避難所開設後、必要に応じ、福祉避難所を設けるなど配慮に努めます。

③ 救急等対策

ひとり暮らしの高齢の人や障害のある人が住みやすい町づくりを目指し、誰でも安心して医療機関に掛かれるよう、医療機関と連携を図り、迅速かつ適切に医療機関に救急搬送ができるような環境づくりに努めます。

また、火災や急病などを知らせる緊急通報システムの普及啓発と利用促進に努めます。

3 情報・コミュニケーション

〈現状と課題〉

障害のある人が地域で安心して生活していく上では、円滑なコミュニケーション手段の確保が必要です。

近年、IT（情報通信技術）の発達は、障害のある人の情報収集や発信を容易にし、社会参加の促進に寄与すると期待されており、パソコンや携帯電話・スマートフォンなどの普及は、様々な情報の入手・発信や、家族・友達・仲間などとのコミュニケーションが図られる手段としても活用されています。

障害のある人が容易に様々な情報を収集できるような情報提供のあり方や、時には対人コミュニケーションが図られる手段として、ITなどを活用することが必要です。

また、視覚や聴覚などの障害のある人への情報伝達の確保のため、障害の特性に配慮した、コミュニケーション手段などの方策や情報提供の充実が必要です。

〈基本方針〉

- ITを活用する情報提供などの充実を図り、障害のある人の自立と社会参加を支援します。

- 障害のある人の特性に応じたコミュニケーション支援の充実に努めます。

〈施策の方向〉

(1) 情報提供の促進

① 情報提供

障害のある人の自立と社会参加などを支援するため、保健・福祉制度や施策が理解・活用されるよう、障害のある人に分かりやすい情報の提供を市広報誌、地元紙、ホームページなどを通して周知するよう努めます。

また、情報を入力しやすくする用具の普及に努めます。

② IT機器の活用

インターネットによる市ホームページなど、IT機器を活用した情報の提供や収集に努めます。

また、障害福祉に関わる情報の運営・管理などのコンピューター処理について、調査・研究に努めます。

(2) コミュニケーションの促進

① 手話通訳者などの派遣

視覚・聴覚や言語・音声機能などに障害のある人の自立や社会参加の促進、手話通訳者の派遣事業などの充実に努めます。

② 人材の育成

障害のある人の特性に応じたコミュニケーション支援を図るため、各種の奉仕員やボランティアなどの育成や技術の向上を促進します。

③ コミュニケーション活動などの促進

障害のある人と障害のない人とのコミュニケーション活動や交流機会の促進を図り、相互の社会参加などを通して、地域で共に暮らす意識の醸成や障害のある人に対する各種の支援などに努めます。